

平成24年度



実践と研究

第 14 号

一般社団法人 石川県社会福祉士会

離婚後の子どもの監護、親の権利・義務のあり方をめぐる問題 ～子どもの連れ去り・引き離し問題から見る現行法制度の矛盾と課題～

橋 爪 真奈美

はじめに

愛するわが子が突如連れ去られてしまつたら、あなたならどうしますか？しかも、その連れ去った相手が、これまで人生をともにしてきたパートナーだったとしたら。

離婚紛争の状況下において、片方の親が無断で子どもを連れて突如姿を消してしまうような事件が、近年日本で急増している。子どもの親権を一方的に奪ってしまうこのような行為を「子どもの連れ去り・引き離し」と呼び、当事者や司法関係者、心理学者などの間では大きく注目され、社会問題化しあげてきている。

一方、国際的な子どもの連れ去り事件として「ハーグ条約¹」の未締結問題がよく取りざたされてきた経緯もあり、逆にこの問題は国際結婚に限定された問題として誤解されていたのではないかとも思う。

¹ 国家間の不法な子どもの連れ去り防止を目的とした多国間条約で、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」の通称。2012年1月現在世界87カ国がこの条約を締結している。主要国(G8)では日本だけが未加盟。

しかし、冒頭に書いたとおり、この問題は国際結婚をした当事者間だけに起きていることではなく、国籍や人種等を問わず日本国内で近年急増している重大な問題なのだ。

今年3月15日に開かれた閣議では「ハーグ条約」加盟に向けた承認案と関連法案がそれぞれ決定されており、早ければ5月中

にも国会承認され成立する見通しである。閣議決定の際、岸田外相は記者会見で「子どもの利益を最重要に考えた国際ルールであり、国会での速やかな承認、成立を期待する」と述べている。岸田外相の言うとおり、大事なのは「子どもの利益」に重きを置き、子どもの人権を最優先に考えるというこの視点がこの問題には不可欠なのではないかと考える。

本稿では、まず国内での子どもの連れ去り・引き離し問題の実態を紹介し、現行の司法における解決方法とその問題点を指摘する。さらに、実際に被害にあった人たちで結成されている当事者団体の取り組みとその効果（運動の到達点等）をあげて、今後の課題、方策を整理できればと思う。

この問題は、まだまだ発展途上の段階であり、私自身先行研究の分析等不十分なところが多々あることは先にお詫びしておきたい。しかし、今回の執筆の目的は、人権の担い手であるべくソーシャルワーカーとしてこういった問題が社会で起きていること自体を広く会員のみなさんに知っていただく、そのことに尽きる。拙い研究記録ではあるがお読みいただければ幸いである。

1. 子どもの連れ去り・引き離しの実態

「子どもの連れ去り・引き離し」と言っても、具体的にどのような状態をさしているのかイメージできない人も多いであろう。

まずは、離婚率の増加と面会交流申立件数の動向について分析する。その上で、当

事者団体に寄せられている経験談や先行研究より被害の実情を確認し、問題の整理を試みる。

(1) 離婚率と面会交流の実際

深刻な少子高齢社会を突き進むわが国において、生涯未婚率や離婚の増加は人口動態に大きな影響をもたらす懸念材料となっている。厚労省の統計を見ると、離婚率は1999年に2.00（250,529件）を超えて、2002年に2.30（289,836件）とピークを迎えるが、その後はやや減少し横這いの状況である。

また、離婚する人の約半数強が1人以上の「子あり離婚」と言われており、この「子あり離婚」の一部が子どもの連れ去り行為に発展し、親子が引き離されてしまう状況を生み出している。

離婚後ないし別居中の別居親と子どもの面会交流をめぐる紛争について、心理学研究者の青木聰の調べによると、10年前と比較すると裁判所の新受件数（審判+調停）は3倍以上にもなっているとの報告がある。さらに、申立件数は増えているが、実際に面会交流が認められたケースは半数に過ぎず、面会交流紛争の難しさが伺えると分析している。

たとえ正式に面会交流が認められても、その内容が確実に履行されているかどうかを追跡するデータは特にない。また、面会交流について明文で定めた規定もないため約束を守らない監護親が厳しく罰せされることもない²。このことから結局は、夫婦の別れが親子の別れになってしまっているのが、現代の日本社会の実情といえる。

² 審判で子の引渡し命令が出ているにも関わらず子を渡さない場合、債務不履行ということで、賠償金が発生する「間接強制」という制度が存在する。また、幼児

等自分の意思を表明できない小さな子どもの場合においては「直接強制」制度（民事執行法第169条不動産の引渡しの強制執行の類推適用で対応）も存在する。ただ、最終的に裁判所の執行官が直接強制を諦めてしまえばそれで終了であり、執行官には非協力的な当事者を罰する権限などは何も備わっていない。面会交流については、月1回以上の面会、宿泊ありといったことが取り決められたとしても、実際は子どもが会いたがらない、用事ができたなどの理由で約束が果たされていないケースが多い。

(2) 当事者団体等の事例より

当事者団体の一つである「親子の交流断絶防止法制定を求める全国連絡会」のホームページに、子どもの連れ去り・引き離しを経験した当事者からの声がアップされている。その中からいくつかのケースを紹介する。

<ケース1> (女性)

1年前に夫から子どもを連れ去られ、それ以降会えていない。「子どもが会いたくない」との理由で会わせてもらえない。未だに子どもの行方はわからない。

<ケース2> (女性)

夫との喧嘩が絶えなくなり家を出た。月2回子どもに会えるということを条件に親権を夫にして調停離婚したが、様々な理由をつけ面会が月1回に制限されている。共同養育に近づけたいと思いながらも、強く言えば全く会えなくなってしまう懸念もあり、相手に従わざるをえない。

<ケース3> (男性)

妻が子どもを連れ去り、DVシェルターに逃げ込む。その後、妻が子どもと父親との面会交流を頑なに拒否したことなどによ

り、裁判所が「妻の行動は、子の福祉に反する」との決定をし、監護者を夫とした。それ以降、夫が子どもを監護し、子どもと妻を自由に面会させている。

<ケース4>（男性）

妻がDV被害者支援団体の指南を受けて半年以上も周到に準備した上、子どもを連れ去られる。その後、妻の代理人弁護士から離婚調停申立とDV保護命令申立がなされた。保護命令申立は却下されたが、妻は夫に子どもを一切会わせようとしない。その後の離婚訴訟でDVの証拠として提出された医師の診断書は偽造とわかる。

<ケース5>

（被害者は男性、その母親Aさん）

Aさんの息子が、妻による子どもの連れ去りを苦に自殺する。息子の葬式に子どもは出席せず、現在も孫とは一切会えていない。

ここで紹介した事例はほんの一部にすぎず、全国各地で立ち上がっている当事者団体のホームページやニュースレターなどを見ると、類似のケースがたくさん寄せられていることがわかる。ケース1から4は被害者が男性か女性かの違いはあるが代表的なパターンといえる。ケース5については、非常に悲しい結末であり、あってはならない事例なのだが、先行研究を読み進めていくと、子どもの連れ去り・引き離しがきっかけで自殺や殺人事件、発砲事件、薬物事件などに追い込まれていったケースも多数あるのが実情である。

（3）子どもの連れ去り・引き離し問題の整理

まず、先に紹介した事例について、子どもの連れ去りと引き離しとに分類してみる。

ケース1、3、4は事例の中に「子どもの連れ去られ」が記載されているので、子どもの連れ去り事件と捉えることは容易といえよう。

しかし、筆者はそのような単純な話をしたいわけではない。ケース1は、離婚調停や裁判が行われたのかどうかは事例だけ読んでもわからないため憶測でしか語れないが、少なくともケース3、4については、調停や裁判を経ていることが読み取れる。

ケース3も4も、被害者の男性は、妻からDVを主張され一方的に子どもを連れ去られているという共通点がある。いずれのケースも司法関係者の調査が入り、妻のDV主張は虚偽であることが判明されていることが見てわかる。

つまりこれはどういうことかと言うと、子どもを連れ去った妻の側は、虚偽のDV申立を申請することで離婚成立および子の親権獲得を自分の側に優位に持っていくたいという心情が働いた上での行為であることが推測できるわけである。言い過ぎかもしれないが、離婚成立と子の親権獲得の手段として「子どもの連れ去り」を利用したといえよう。

一方、ケース2はどうであろう。これは、離婚成立後に、調停等で約束された子の面会が適切に執行されなくなっていることへの懸念、不安と見て取れる。とりあえず夫が親権になった上で、共同養育していくつもりで面会交流を取り決めたにも関わらず、いざ離婚が成立してしまったら、親権者の態度が変わってきたというものである。

「子どものを奪い合う行為」と捉えれば、両者に差異はないように思わなくもないが、あらためて厳密に整理しようとすると実は大きな違いがあることに気がつく。

最高裁判所から出されている「司法統計」

の「子どもの監護者の指定その他処分」を見れば、監護者の指定や面会交流、子の引渡しに関する事件数は計上されている。しかし、そのことと「子どもの連れ去り」の実態を把握することは別であり、現状ではどれくらいの数の「子どもの連れ去り」が起きているのか実数は不明なのである。

この関係の専門書などを読むと、子どもの連れ去りは、誘拐・拉致同様立派な刑事事件だという見方がある一方、「家庭内の紛争に刑事司法が介入することは極力権力的である」と考える立場もあるらしく、評価は未だ定まっていないのが実際のようだ。過去の最高裁の判例には、別居中の妻から2歳の長男を奪おうとした夫が「未成年略取及び誘拐罪」に適用されたケースもあるようだが、子どもの連れ去りの大半は、子どもを連れていった者勝ち、実力行使に出る方がよしとされている風潮がある。

実際の司法の判断等については、後の章で詳しく述べることとし、どうしてこの問題が深刻かつ熾烈になっているのかについても分析を加えていきたい。

2. 子どもの奪い合いをめぐる現行法制度の不備について

(1) 形式だけの「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の批准

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。1989年11月の第44回国連総会で採択され、翌90年より施行、日本は1994年4月に批准している。54条からなるこの条約は、子どもの生存、発達、保護、参加といった権利を実現できるように、広くかつ具体的に言及している。

特に、子どもの連れ去り・引き離し問題との関係で注目すべきは、第9条第3項（親からの分離禁止）と第18条1項（親の第一次養育責任）の二つの条項である。

第9条第3項には、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とある。

また、第18条第1項には、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする」とある。

日本は158番目の締約国とされているが、先駆的に批准を進めてきた欧米諸国と実際の運用にどのような差があるのだろう。

実は、欧米諸国ではこの「子どもの権利条約」の対の取り組みとして、早い段階から「離婚後ないし別居中の共同親権の法制化」を実現してきたのである。この共同親権制は、今や欧米諸外国ではしごく常識となっていて、日本のような単独親権制が受け入れられる余地はどこにもない。その内容については、第3章2節で述べることとする。

せっかくこのような崇高な国際権利条約を批准しているにも関わらず、日本では批准後約20年もの間、子どもの人権に対し無関心かつ無頓着、そしてとても傲慢な態度であったことがこの問題を通して見えてきたといえよう。

(2) 他法の悪用と各関係機関の連携不備

ところで、先に紹介した事例を見てもわかるが、この子どもの連れ去り・引き離しの問題において切っても切れない関係にある法律がある。それは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、通称「DV防止法」）と「児童虐待の防止等に関する法律（以下、通称「児童虐待防止法」）」である。

DV防止法は、その名のとおり配偶者による暴力（ドメスティック・バイオレンス=DV）から女性を保護することを目的とした法律であり、2001年4月に成立・施行、2004年、2007年の改正で保護命令の対象範囲が拡大されるなど女性への権利侵害には有効な法律となっている。

児童虐待防止法は、2000年5月に成立、同年11月に施行されている。この法律が制定されるまでは、子どもの福祉を守る法律として制定されていた「児童福祉法」の中に、この虐待に関する規定が設けられていたが、とてもわかりにくく有効に行使されていなかった。2004年の同法改正の際には、「児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても児童虐待に含まれるものとすること」という一文が設けられた。

よって、女性の側が夫からDVを受けていると訴えれば、訴えられた男性は自動的にDV防止法ならびに児童虐待防止法の両法律を犯したことになるのである。

もちろん夫婦の間に心身ともに耐え難い暴力の問題が本当にあったなら、女性は自身と子どもの身を守るためにこの法律を積極的に行使すべきだし、この法律により適切に守られて然るべきだと筆者も思う。し

かし、先に紹介した事例のように、この法律の優れた点を逆手に取り、女性の側が法律を悪用した虚偽の主張であったなら話しある。訴えられた男性にしてみたら、全く身に覚えのない出来事であり、当事者の男性の心情を代弁するならまさにDV冤罪問題といわざるを得ないであろう。

DV防止法の申立ては、所轄の地方裁判所となっているが、その前に「配偶者暴力相談支援センター（各都道府県もしくは政令指定都市、中核市等自治体）又は警察へ相談し、援助や保護を求める」とされている。

ここで、女性の側の虚偽の相談により各関係機関が保護に向けた支援を開始したとしよう。理不尽な訴えをされた男性は、連れ去られた子どもに会えなくなってしまうという恐怖心を強く抱き、深く傷つき、理性的な判断が出来なくなってしまう可能性がある。どうすべきか迷った挙句、直接子どもの通う保育園や学校へ行き子どもと対面する、子どもを奪い返すといった行動に出てしまうかもしれない。学校側は対応に困り、監護者である女性に状況を説明する。女性が警察にそのむね通報したなら、男性はその場で警察に連行されてしまうことになる。

素人が見ても、こんな理不尽なことがあるのだろうかと目を疑いたくなる。しかし、実際の現場ではこのようなことが平然と起きているのである。それぞれの法律はそれぞれの目的を遂行するために存在するものなのかもしれないが、少なくともこの子どもの連れ去り・引き離し問題に関しては、それぞれが単独で形式的に作動してしまうような法律であってほしくない。それぞれの法律を根拠として実務を担う司法、教育、

福祉、心理、警察等の各関係諸機関の連携が必要不可欠である。全ての事象には必ず裏と表があり、一方の言い分だけで事が進められていくのは極めて危険なことといえる。

特にこの問題は、初動が最も重要なのである。時間が経てばたつほど、実力行使に出た側が有利に働くという司法の矛盾もあり、この問題の解決を一層困難にさせていいるといえる。この点については、次節で述べる。

あと、一つだけ追加すると、虚偽の申立てをした場合の罰則規定も一応設けられている。しかし、その内容はあってないようなレベルのものである。罰則を強化すればよいわけではないが、人生を180度変えられてしまうくらいの被害を被った側にしてみれば、このような罰則規定があったところで何の解決にもならないと感じるであろう。

(3) 親権を定めるときの判断基準

家庭裁判所が親権を定めるときは、一般的には①現状尊重の原則（監護継続性の原則）、②母親優先の原則、③子どもの意思尊重の原則、④兄妹姉妹の不分離の原則、⑤離婚に際しての有責性の5つを判断基準として用いられていると言わわれている。

この中でも、特に①と②に対する矛盾について述べたいが、その前にまず家事事件制度の大原則を一つ紹介する。家事審判法18条に「訴訟の前に調停申立をしなくてはならない」という基本的なルールがある。これは、当事者間で協議が整わない場合、いきなり裁判に訴えを提起することを禁止する考え方で「調停前置主義」と言われている。いきなり争うのではなく、話し合いからはじめてみることで解決されるかもし

れないという理屈により採用されている原則のようだ。

しかし、子どもを連れ去られた親の立場にたてば、一分一秒を争うほど切迫した問題なのに、悠長に調停＝話し合いをしている心理的ゆとりはあるのだろうか大きな疑問が残る。

しかも、調停に有する時間は早ければ3ヶ月から6ヶ月、多くは一年ほどかかるとされており、ケースによってはさらに長期化することもある。少なくとも調停が成立もしくは不調になるまでの期間、わが子はもう一方の親に連れ去られたままの状態なのである。

ここで問題になってくるのが①の「現状尊重の原則（監護継続性の原則）」である。これは、子どもの現状を尊重し特別な事情がない限り、これまで子どもが育ってきた環境を今後も継続した方がいいという考え方をいう。環境の変化が子どもに与える影響の大きさを思うと賛同できなくはないが、しかし、そもそも子どもを連れ去り住まいや学校、友だちにいたるまで子どもの全生活環境を変えてしまった、親権を獲得したいがために連れ去った親の行為は許されるのかという大きな問題が蔑ろにされたままなのである。もちろんDVの問題などが潜んでいるケースは別である。ここで指摘したいのは、理不尽な理由で子どもを連れ去っておきながら、逆に「監護継続性の原則」が存在するがために、その行為については調停で問題視されることなく、むしろ子の利益になると判断されてしまう点についてである。

つまり、子どもの連れ去りが行われた結果の親子の引き離しケースについては、通常の手続・手順を踏んでいる時間的ゆとり

はなく、連れ去ったことに対する事実確認が先にあって然るべきなのではないかと思うのである。司法関係者は、子どもが連れ去られた行為をもっと重く受け止めるべきであり、通常の離婚調停の手順を踏ませよとする現行のシステムは明らかに間違っていることを指摘したい。

現行システムに照らし合わせると、この場合は早急に「子の監護者指定」「子の引渡し」「審判前の保全処分」の申立てをすることで対処するしかないのだが、それにしても先に述べた「調停前置主義」の問題が絡んできて時間的ロスが生じてしまう。そういうしている間にも、引き離されてしまった子どもと別居親（非監護親）との間には深い溝が生じてしまうことは確かなことといえる。

次に、②「母親優先の原則」について少しだけ触れておきたい。誤解を招かないためにも敢えて述べておくが、筆者は母性神話否定論者ではないし、母親悪、父親被害者ということを強調したいわけでもない。

協議離婚の末に親権を獲得するのは、父親よりも母親のほうが断然多いのは感覚的にわかると思う。それは、厚労省・児童家庭局家庭福祉課の調べを見れば歴然だが、母子世帯の数は父子世帯の約3倍の数にのぼっている。よって行政の中心課題も専ら「母子世帯」への手厚い支援という流れになってしまい、社会全体が暗黙のうちに離婚家庭＝母子世帯のような理解になってしまっているのではないかと思うのである。

また、近年の面会交流終局件数を見ても、申立て人は妻よりも夫の方が2倍から3倍多く、この点からも子どもの連れ去りは母親側に多くみられることがわかる。

先にも述べたが、子どもを連れ去った事

実については、申立ての時点ではほとんど重要視されないため、そういう行動に踏み切った母親は司法から野放し状態にされたままなのである。

さらに長い調停期間を経て出される結果の判断基準に「母親優先の原則」が存在してしまうなら、申し立てている夫の側は為す術がない。重要なのは、連れ去られるまでの期間、誰が中心となって子ども（特に幼少期）の監護にあたっていたのかという点であり、母親＝監護適切者という思い込みは危険と考える。子どもにとって誰に監護されるのが最善の利益となるのか、司法関係者は短絡的にマニュアルに沿って決定するのではなく、ケースごとに柔軟な対応をとるべきなのではないかとあらためて強く思う。

3. 子どもへの具体的被害と諸外国の子どもの権利擁護に関する取り組み

(1) P A S（片親疎外症候群、片親引き離し症候群）という病

さて、次は、実際に連れ去り・引き離しの被害にあった子どもにスポットを当てて、この問題を考えてみたい。

P A S というあまり馴染みのない用語。正式な名称は「parental alienation syndrome」で、日本語では「片親引き離し症候群、片親疎外症候群」と訳されている。

単独親権制度を採用し、面会交流についても明文化されていない日本では当然ながら親の離婚が子どもの発達に与える影響といった類の研究など進んでいるはずもなく、多くの人にとっては初めて耳にする単語といえよう。ただ、一部の臨床心理士や研究者たちの間ではこの問題を重要視する傾向が強まっており、かなり詳細な研究が進め

られているようである。

P A Sとは「葛藤の激しい離婚等において、片方の親が他方の親の誹謗中傷を子どもに吹き込み植え付ける（いわゆる洗脳）ことによって、子どもが片親との関係を喪失すること。

また、その結果、情緒不安定、愛着障害、対人関係に困難さが生じるなど長期間に渡り心理面に影響を及ぼす疾患」とされている。

ちなみに「片親疎外」については、「子どもが片方の親（多くの場合は同居親）と強固に同盟を組み、正当な理由もなく、もう片方の親（別居親）との交流を拒絶する事態」と定義されている。この片親疎外にはいくつかの症状が見られるのだが、この分野の世界的権威であるウォーシャック博士（臨床心理学者）は以下に挙げる3つの中核的要素の存在を強調している。①別居親に対する誹謗中傷や拒絶（引き離される以前の関係が良好な親子であればあるほど症状は酷いとされている）、②不合理な理由による拒絶（普通に考えると理解し難い内容で別居親を批判する）、③同居親の言動に影響された結果としての拒絶（同居親の別居親に対する悪意ある洗脳、同居親によって語られる一方的なエピソードが子どもに刷り込まれてしまう）の3つである。これら3要素がすべて立証されると、「片親疎外」と認定できるとされている。

引き離しを企てる親の行為については、子どもの情緒面・精神面に対する虐待などの見方も強まっている。引き離しをしている同居親に悪意があるかはわからないが、子どもにとってどちらもかけがえのない親であり、一方の親がもう一方の親のことを非難したり、悪く言うことを聞いたりす

ること自体、胸が締め付けられるくらい辛く悲しい出来事である。ましてや、どちらの親と一緒に暮らしたいか等の選択を子どもに迫ることは、この上ない精神的圧力ではないかと憤りすら感じる。本当は別居親と一緒に暮らしたいと思っていても、少なからず同居親と暮らしている現実がある限り、子どもは自分の自由意志を正しく表明できるのかも疑問が残る。

このような連れ去りや引き離し等親子の分離が子どもに与える心理的影響について、冒頭にも紹介した心理学研究者青木聰の「面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について」という興味深い調査があるので紹介したい。

青木の研究は、面会交流の意義を検証するためのものであり、面会交流の有無と子どもの精神発達に与える影響の深さを示す貴重なレポートになっている。レポートの結語では、別居親と面会交流をしていない子どもは「自己肯定感」が低くなり、「親和不全」が高くなることが明らかになったと述べている。また、たとえ親の離婚を経験した子どもであっても、別居親と面会交流を続けている場合、両親のそろっている家族の子どもと比較して得点に大きな差がないことも立証しており、離婚後ないし別居中の子育てにおける面会交流の重要性を示唆する内容になっている。

研究の中身については、面会交流の有無、面会回数の調査に止まらず、面会の頻度別、さらには面会の内容（質）によっての違いといった分析なども必要になってくるであろう。

しかし、これまで皆無に近い状態であった親子の分離と子どもに与える心理的影響についての検証が、日本ではじまったこと

自体大きな前進であり、今後の研究に大いに期待したい。

この先誰かに「P A Sって何？」って尋ねられることがあれば、少なくともこの論文に目を通していただいたみなさんには、「それって子どもに与える最大の人権侵害だよ」って答えてほしいと筆者は強く思う。

(2) 諸外国の取り組み

第2章1節の子どもの権利条約のところで軽く触れたが、欧米諸国では随分前から離婚後ないし別居中の共同養育（共同監護／共同親権／共同親責任）の法制化が実現されており、別居親（非監護親）と子どもの定期的な面会交流の機会を保障しているのである。

前章で紹介した青木の「面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について」という論文の中に、アメリカの離婚手続時における制度のことが紹介されている。

それは、「アメリカでは離婚手続の際に、①『親教育プログラム』の受講、②離婚後の『養育プラン』の提出が義務づけられている。これは円滑な面会交流の実施を目指したものであり、この手続を踏まないと裁判所の審理や調停が進まないことになっている（田中、2009）」といった内容だ。①②の中身については、①は、離婚後の親子関係、面会交流の重要性、離婚後の親同士のコミュニケーション・スキル等についての学習。②は、面会交流の実施の仕方や養育費の支払い等に関する取り決めのことを指しており、とても有効かつ現実的な内容だと評価できる。

もちろん虐待等子どもに危害が及ぶケース（確固たる証拠がある場合）については、面会交流は強制的に制限されるシステムになっている。万が一、同居親が別居親のDV

Vを理由に面会交流を拒否した場合でも、専門家による査定の結果、別居親が子どもに直接的な危害を加える可能性が極めて低いと判断されれば、速やかに「監督つき」で面会交流が実施されるようになっている。日本で頻発している虚偽のDV申立てによる子どもの連れ去りケースなどは、このアメリカのシステムに乗っかればすぐに真相が明らかにされて何の問題もなく普通に面会交流が叶えられるのだろうと思った。どんなに親同士が離婚紛争で高い葛藤状態にあっても、各専門家（司法、教育、福祉、心理等）が適切に介入し、客観的事実に基づきながら判断を下し、面会交流が継続されるように取り組むこのシステムは、日本においてもすぐに導入されるべきなのではないかと感じた。

さらにアメリカの制度の素晴らしい点は、離婚に際して同居親（監護親）を決める際に、「元夫婦としての葛藤感情と切り離して別居親と子どもの面会交流に協力できるか」「子どもに別居親の存在を肯定的に伝えることができるか」「子どもが面会交流に消極的な場合に別居親との面会交流を子どもに働きかけることを同居親の責務と理解できるか」など、同居親としての適格性の判断基準を定めているところにある。何より重要なのは子どもの健やかな成長、発達であり、そのためには面会交流＝共同養育は不可欠という考えが根底に息づいている。単独親権制が当たり前の日本社会ではまだまだついていけない感覚だと思うが、諸外国に立ち遅れないように速やかに導入に向けての議論をはじめるべきと考える。

その他、スウェーデンでは、国連の子どもの権利条約の批准に先駆けて「親子法」の中に子の監護および面会交渉等に関する

規定を導入している。親子法そのものの説明は省くが、この規定では離婚後の養育の全ての決定に「子どもの最善」を最優先させることが明文化されている。子どもと両親との間の良い関係を促進することを目的に、離婚後および非婚カップルの場合も共同養育権を原則とする考えが謳われている。

また、スウェーデンでは面会交流は別居している親の権利ではなく、子どもの当然の権利であるという認識がしっかりと根づいており、近年ではさらに発展的なスタイルともいえる「交替居住」（子どもが移動しながら自然に両親と接触、両親の生活を共有することができるシステム。ケア、しつけ、関心等を両方の親から享受できるなど適切な条件下であれば子どもには大きなメリットがあると司法の場で評価されはじめている）が増加しているようである。

この徹底した子どもの権利擁護の視点に立ったスウェーデンの支援体制には、学ぶところがたくさんあるように思う。諸外国の先行研究について深く分析できていない点については、今後の課題としたい。

4. 子どもの人権が守られる社会をめざして

（1）当事者団体の設立と活動の広がり

子どもの連れ去り・引き離しの被害にあった親たちで結成された当事者団体の活動が、今、全国各地で広がりを見せていている。夫婦間のトラブルや家庭内の揉めごとを外に曝け出すことは、感情を表出するのが苦手な日本人の性格にはあまり馴染まない行為といえる。

実際にとてもデリケートな問題であり、自分の生き方そのものと向き合わなければいけない側面もあるため、気が重く人に相

談することすら控えてしまうかもしれない。

しかし、数々の葛藤を抱えつつも、今、当事者たちは声を大にしてこの問題の重要性を叫び始めている。当事者団体の規模や活動内容、目的については様々であるが、早い段階に設立された組織グループに、「親子の面会交流を実現する全国ネット（通称親子ネット）」と「共同親権運動ネットワーク（通称Kネット）」がある。どちらも、面会交流の法制化を求める活動に力を入れており、別居親と子どもが会えるための相談支援と言ったピアカウンセリング的な援助も行っている。強いて違いをあげるとすれば「親子ネット」は、国会勉強会を開催したり、地方議会への陳情、デモ行進など改正に向けた働きかけが重点課題のように思われる。「Kネット」も同様の取り組みは行っているが、家庭裁判所や学校・教育関係者等へのアンケート実施などもう少し現場に近い人たちにアプローチし、手近な現場の運用を改正していくことに重きを置いているような印象を受ける。

さらに、2011年には立法活動を支えることを目的に、上記のような各団体が連携して結成された「親子の交流断絶防止法制定を求める全国連絡会（親子新法連絡会）」という団体も立ち上がっている。

誰にも相談できなかった悩みを当事者団体の仲間に聴いてもらう、問題を共有してもらう。それだけでも当事者本人にしてみたら大きな支え、力になるだろう。さらに、情報交換、勉強会を重ねることで、自身の今後の調停や裁判の流れの参考にもなると思う。当事者団体の存在意義は、まさにこういった点にある。

しかし、デリケートな問題だけに、同じ仲間同士という間柄であっても全てをオ

プンにできるわけではなく、自分に都合のいいような報告になっているかもしれない。また、似たような問題に直面していたとしても、ケース固有の問題もあり、調停や裁判の結果が必ずしも同じという保証もない。みなが個人の問題のことで頭がいっぱいいで、怒りや憎しみの感情のままに議論が繰り広げられるだけだとしたら、会の発展は望めないし方向性を見失ってしまうよう思う。

必要があって結成された当事者団体。この間の根気よい活動の甲斐あって、この問題は大きな変革の時を迎えるとしている。その意味では、当事者団体の果たした役割はとても大きいと言えるし、さらなるステージへの飛躍に期待したい。今ある各当事者団体の横のつながり（ネットワーク）を深め、この問題のことを全く知らない人たちに关心を持つてもらえるような働きかけをどんどん仕掛けていってほしい。

身近なところでは、アウェアネス・リボン（世界各地で着用者が社会運動もしくは社会問題に対してさりげない支援や賛同の声明を出す方法として使用されている。例えば、乳がん予防・啓発＝ピンクリボン、児童虐待防止＝オレンジリボンなど）運動などもその一例かもしれない。子どもの連れ去り・引き離しを防止する啓発活動のシンボルマークとして「キミドリリボン」が数年前に誕生した。各当事者団体はこの問題を知つてもらうためにリボンを活用して、チラシを配布したり、アンケート調査を実施するなどの工夫をこらしている。みなさんも街でこの「キミドリリボン」を目にすることがあれば、この問題のことを思い出してほしい。

（2）単独親権制の限界と共同親権制導入に向けて

前節で述べたとおり、各当事者団体の地道な活動の甲斐あって、司法、政治はこの問題に対してようやく本腰を入れはじめたようである。動き始めた内容について整理し、今後の課題を述べて本稿を締めくくりたい。

①民法改正～離婚後の子どもの監護、親の権利・義務についての変更～

昨年2012年4月に民法等の一部改正が行われ、離婚後の子どもの監護（第766条）や親権（第820条）に関する法律が変わった。具体的改正点は次のとおりである。

○協議離婚の際の子どもの監護について（第766条）

- ・子どもの監護について協議で定める事項として、「親子の面会交流」「養育費の分担」に関する一文が明記された
- ・父母が子どもの監護について必要な事項を定める場合には、「子どもの利益を最も優先して考慮しなければならない」とされた

○親の権利・義務について（第820条）

- ・子どもの監護および教育は「子どもの利益のためになされるべきであること」と明記された

長年見直されること、いや注目されるとすらなかった離婚時における子どもの監護、親の権利・義務について改正があったこと自体が画期的なことといえる。しかも、その内容に「子どもの利益を最も優先」「子どもの利益のために」という一文が明文規定されたことは、この子どもの連れ去り・引き離しによる片親疎外問題の対策に新しい風を吹き込んだと言っても過言ではない。この法律の改正により、家庭裁判所の対応にも少しづつだが変化が見られているようだ。当事者団体の会報には「ある面会交流

調停で、審判官が、別居親側の面会への非協力的な態度を批判し、家庭裁判所は別居親と子どもが原則的に交流すべきであるという考え方方に立っていると明言した」という報告もある。

筆者の住む町の所轄家裁を訪れた際も、玄関入り口の資料コーナーに「面会交流のしおり一実りある親子の交流を続けるために—(家庭裁判所)」というリーフレットが置かれてあるのを目についた。少しずつだが、確かに裁判所の意識も変わってきているのだなと感じた出来事であった。

②「面会交流」をめぐる最高裁の判断

冒頭、離婚後ないし別居中の別居親と子どもの面会交流をめぐる紛争の実態について紹介した。面会を拒む、妨害する同居親（監護者）に対し、形の上では「間接強制」という制裁が設けられていることは既に述べたとおりである。しかし、昨年の民法改正以前は、面会交渉は子の利益・福祉のために認められるもの……。であって、強制執行にはなじまない。

その義務は執行力のない「責任なき債務」「自然債務」であるとして、一切の強制執行を否定する説があり、間接強制の申立てが却下されるケースも多かった。

しかし、今回改正のキーワード「子の利益を最優先に考えなければならない」という明文規定を受けて、裁判所は「間接強制」を認める判決を出すように変わってきている（朝日新聞朝刊、2013年4月2日）。ただし、全てのケースが認められるわけではなく、「面会の日時や頻度、時間、子の引渡し場所などを具体的に定めている場合」のみという限定的な判決となっている。これについては、まだまだ実態に即しておらず今後の課題といえるが、先にも述べたとおり

“裁判所は別居親と子どもとは原則的に交流すべきである”との考えに立っていることを証明する大きな変化の現われなのではないかと思った。

③ハーグ条約加盟を契機に見直されるべき

日本の子の連れ去り問題

はじめに紹介したとおり、ハーグ条約締結に向けて政府は今大きな決断を試みようとしている。

そもそもハーグ条約とは何か、締結に向けて動き出さなければいけなかった理由・経緯等について簡単に紹介する。

グローバリゼーションの進展に伴い、日本においても1980年代後半から国際結婚が急増し、2005年には4万件を超えている。これに伴い、国際離婚も増加し、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく子どもを自分の母国に連れ出し、もう片方の親に面会させないとといった「子の連れ去り」が問題視されるようになってきた。

日本人の親が自らの子を（元）配偶者に無断で日本に連れ帰る事例が米国・英国・カナダ・フランスなどの政府から報告されており、海外メディアからは「日本は子どもの連れ去り大国、拉致大国」であるという残念な評価を受ける結果となっている。

このように個人レベルの問題に止まらず国際間における紛争に繋がらないともいえない子の連れ去りや監護権をめぐる国際裁判管轄の問題に対し、国際私法を統一する必要があるのではないかとの検討が1970年代より始められた。その結果、1980年10月に作成されたのが「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）」である。2012年現在、世界87カ国がこのハーグ条約を締結しており、G8諸国の中で未

締結なのは日本だけである。拉致大国とまで厳しい評価を受け続けている日本。このままでは国際社会から取り残されてしまうのはしごく当然なことといえる。

このような状況に危機感を募らせた日本国政府は、2011年1月からハーグ条約締結の是非を検討するために関係省庁の副大臣級の会議を開催し、締結賛成派・反対派各方面から寄せられる意見も踏まえ、日本の法制度との整合性、子の安全な返還の確保、中央当局³の

³ 中央当局とは、ハーグ条約により課せられる義務を履行するために、政府内に設置しなければいけない機関のことをいう。例えば、子を連れ去られた親は、自国の中央当局や子が現に所在する（連れ去られた先の国）の中央当局に対し、子の返還、子との接触（面会交流）に関する援助申請を行うことができる。中央当局は、申請書類の審査、返還対象となる子の所在特定、面会交流の機会確保のための仲裁や調停等に向けた支援などを担ってくれる。

あり方等について慎重な議論を重ねてきた。その結果、2011年5月20日、政府はハーグ条約の締結に向けた準備を進めることを閣議了解し、返還申請などの担当窓口となる「中央当局」を外務省に設置することを決めたのである。

これまでこの条約が締結されていなかつたため、外国に子を連れられた日本の親は、異なる法律、文化の壁を越えながら、自力で不和となった相手と子の居場所を探し出し、外国の裁判所に返還を訴えなければならなかつた。今後は、中央当局が仲介に入って支援してくれることになるので、当事者の労力、精神的負担はかなり軽減さ

れることになる。

それだけでも、日本がハーグ条約を締結する意義は大きいのではないだろうか。

この条約締結に対し未だ慎重な意見を唱える人たちもいるようだが、誘拐・拉致レベルの犯罪をこのまま放置しておくわけにはいかないとこの国の判断は、決して間違っていないと筆者は思う。そして、このことを契機に、国内の「子どもの連れ去り」問題についても早急に着手してほしいと願う。

ハーグ条約は、「両親が国境を越えて子を奪い合う状況は、子にとって有害」「子の利益が最重要」との基本的考えに基づき、原則、子を元の居住国へ返還することを義務付けている。これは一旦生じた不法な状態（監護権の侵害）を原状回復させた上で、子がそれまで生活を送っていた国の司法の場で、子の監護について、子の生活環境の関連情報や両親双方の主張を十分に考慮した上で判断を行うのが望ましいとの考え方である。このことは、何も国際結婚の際に起きる子どもの連れ去りだけに限った話ではなく、紛争の場が国外か国内かの違いだけで、全くもって国内で起きている子どもの連れ去り問題にも当てはまる内容だと思う。

繰り返しになるが、国内で起きている子どもの連れ去り問題に対し、ハーグ条約を準用するなり、ハーグ条約に倣った国内法を早急に整備するなりして、真に子どもの権利が守られる社会を作っていく必要があると切に思う。ハーグ条約締結は、日本の子どもの連れ去り問題解決に向けての足がかりであり、今後の動向に大きな期待を寄せたい。

おわりに ～いち個人として、ソーシャルワーカーとして思うこと

私がこの問題について深く考えるようになったのは、大学時代の友人がこの問題の当事者になったことがきっかけだった。極々平穀な毎日を送っていた友人の身に起きた子どもの連れ去りは、想像を超える苦悩、怒り、失望に満ちていて、相談を受けている私も胸が締めつけられるような悲しみに打ちひしがれてしまった。と同時に、この問題に対し、司法、政治、教育、福祉といったあらゆる関係機関が何の対応もしてこなかったことに愕然とした。

そして、筆者自身片親で育てられてきた身であるが、これまで自分の置かれてきた状況・環境に何の疑問も、違和感も抱かずには過ごしてきたことに、逆に戸惑いを感じた。

幼少時代「お父さんがいいか、お母さんがいいか、どうする？」と親戚の人に聞かれたことをうっすらだけど記憶している。まだ小さかった私は言われている意味がよくわからず、「お母さん」と答えたような気がする。

その意味がわかったのは、ずっと大きくなつてからだったが、今、この問題に向き合い再びその時自分に向けられていた選択の重みを感じずにはいられなかった。

戦前は女性が弱い立場で、離縁することになれば女性が家から追い出され、親権は男性が持つことが当然だった。それが、戦後家制度もなくなり核家族化が進む中で、いつしか離縁後の親権者は女性が担うのが普通という社会に変わってしまった。男性か女性かの変化はあったが、どの時代もどちらか片方が親権者であるという考え方は変わらず、共同で子どもを育てていくという意識は残念ながら日本の中では生まれてこなかつた。

私は、自分がPASという病に陥っているとは決して思っていないが、そういった一面がもしかしたらあるのかもしれない、この論文を書くにあたり数々の専門書を読んで感じなくもなかつた。あの時、「お母さん」ではなく「お父さん」と答えていたら自分の人生はどう変わっていたのだろうかと、あり得ないことを考えてみたりもする。

この問題は、今ようやく陽の目を浴びることとなり、大きく動きだそうとしている。いち個人として、そしてソーシャルワーカーとして放つておけない永遠のテーマである。とにかく、私の大切な友人の問題が一刻も早く解決されることを願いつつ、家族、親子のあり方を模索しながら自分自身の生き方を問い合わせていきたい。